

平成28年第3回川本町議会臨時会会議録

(第1日目)平成28年8月23日 午前9時30分開議

- 議 長 おはようございます。
- 本日、第3回臨時会が招集されましたところ、ご多忙の中、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございました。
- 々 ただいまの出席議員数は9名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。
- 々 これより、平成28年第3回川本町議会臨時会を開会します。
- 々 それではただちに、本日の会議を開きます。
- 本日の議事日程は、お手元に配布しているとおりです。
- 々 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。
- 会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により議長において、6番飯田議員、7番大畑議員を指名します。
- 々 日程第2「会期の決定」の件を議題とします。
- 本臨時会の会期は、本日、1日限りにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。
- (「異議なし」の声あり)
- 異議なしと認めます。よって本臨時会の会期は本日1日間とする事に決定しました。
- 々 お諮りします。
- 本議会における会議録の作成において、発言中の単純な言い間違いなどの訂正については、会議規則第63条の規定により、発言の趣旨を変更しなければ訂正出来る事になっています。
- これに該当する訂正については、議長において訂正することにご異議ありませんか。
- (「異議なし」の声あり)
- 異議なしと認めます。よって、そのように「決定」しました。

議 長

日程第3「町長あいさつ」を行います。

番外三宅町長。

番外
三宅町長

皆さん、おはようございます。本日、平成28年第3回川本町議会臨時会を招集致しましたところ、議員の皆様には万障お繰り合わせのうえ、ご出席を賜り誠にありがとうございます。お盆が過ぎましたが、暑い日が続いております。町内では「ハナエチゼン」の稲刈りも始まり、秋の訪れを感じる季節になって参りました。

リオオリンピックではメダルラッシュが続きました。そうした中で、銅メダルを獲得して満面の笑みで喜ぶ選手がいる一方で、特に柔道などで銅メダルを獲得した選手がインタビューで悔しさを滲ませている姿は対照的でありました。スポーツには様々なドラマがあり、人生の縮図も見られます。そういった意味で、スポーツの素晴らしさを感じた次第でございます。

先月、30日には、ええなあまつりと花火大会が盛会に開催する事が出来ました。坂町からも出演いただき姉妹縁組30周年記念事業に華を添えていただきました。また翌朝は、会場周辺のゴミ拾いを行いました。年々、吸い殻等のゴミの量が少なくなり、マナーの向上が伺えます。また開放しましたトイレも綺麗に使用されておりまして、綺麗な所は汚す人がいないとも言いますが、やはりマナーの向上が町の美化にも繋がっていくものだと感じた次第でございます。

10日には、川本家畜衛生保健所の開所式がございました。最近、様々な要因で子牛価格が高値で推移しておりますが、TPPや飼料の高騰を考えますと、決して経営に余裕がある訳ではございません。川本町は嘗ては畜産王国でございましたが、現在は繁殖牛71頭、繁殖農家も10戸まで減少しております。川本家畜保健衛生所の活躍と、これを機に畜産の復活を願うところでございます。

同じ日に、三江線の住民説明会を開催致しました。仮にJRが手を引いた場合の鉄道としての存続の可能性、或いはJRが提案しています新交通プランの可能性、そしてその上でこれらを比較検討しメリット、デメリットを明確にした総合的な論点整理した検討会のラインについて説明を致しました。今後、9月1日に予定されております期成同盟会の総会で、JR西日本の考えを聞く事としておりますが、それを踏まえて今後の対応を検討して参ります。

14日は、27人が出席されまして成人式を行いました。新成人の代表のあいさつの中では、育ててくれた親、家族、社会や町に対する感謝の言葉と、将来、川本に帰ってきて川本に恩返しをしたいという言葉もありました。聞

番外
三宅町長 いていますと胸にズキンとききました。彼らが帰って来られるような町づくりをしなければならぬと強く感じた次第でございます。

本日、ご提案申し上げます案件は、3件でございます。よろしくご審議いただきましてご認定いただきますようお願い申し上げます、あいさつとさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

議 長 以上で、「町長あいさつ」を終わります。

々 日程第4、「川本町選挙管理委員補充員の選挙」を行います。
お諮りします。
選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）
異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。

々 お諮りします。
指名方法については、5番片岡議員において指名をしていただきたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）
異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。
それでは、片岡議員から指名をお願い致します。

5番
片岡議員 それでは、川本町選挙管理委員補充員の指名を致します。
補充員、第1順位、野田^{のだ}健^{けん}。川本町大字因原256番地。昭和24年3月17日生まれ。
補充員、第2順位、横田^{よこた}和也^{かずや}。川本町大字川下1167番地2。昭和27年1月26日生まれ。
補充員、第3順位、神田^{かんだ}秋人^{あきと}。川本町大字南佐木104番地。昭和29年8月23日生まれ。
補充員、第4順位、木下^{きのした}朗^{あきら}。川本町大字川本623番地8。昭和33年7月29日生まれ。
以上の順位にて4名の方の指名を致します。

議 長 お諮りします。
ただいま、指名されました方を順位のとおりに、選挙管理委員補充員の当選人と定めることに、ご異議はございませんか。

議 長 (「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。従って、ただいま指名されました4名の方が順位のとおり「川本町選挙管理委員補充員」に当選されました。

よって、選挙管理委員補充員につきましては、本人の承諾を得て正式に就任される事になります。

々 それでは、執行部から、議案の提案理由の説明を求めますが、今議会におきましては、事務局長並びに提案者からの議案書の朗読は省略します。

々 日程第5、「議案第61号、工事請負契約の締結について」を議題と致します。

執行部より提案理由の説明を求めます。番外杉本地域整備課長。

番外杉本地域整備課長 「議案第61号、工事請負契約の締結について」を、ご説明致します。

本議案は、平成28年8月19日指名競争入札に付した平成28年度簡易水道再編推進事業川本浄水施設機械・電気設備工事について、請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的は、平成28年度簡易水道再編推進事業川本浄水施設機械・電気設備工事、いわゆる紫外線殺菌装置の整備でございます。

契約の方法は、指名競争入札。

契約の金額は、137,268,000円でございます。

契約の相手方は、島根県邑智郡川本町大字谷戸2908番地7。
株式会社 江ノ川開発、代表取締役 ^{やまぐち}山口 ^{よしお}嘉夫氏でございます。

工期は、着工日が、契約が成立した日の翌日。完成日は、平成29年3月24日でございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いを致します。

議 長 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

2番木村議員。

2番木村議員 2番の木村でございます。質問させてもらいたいと思います。この件について、当初、議員のなりだちに説明をいただいたんですが、あまりその時にもよく分かっていなかったもので、再度、いろいろと質問したいなと思ってい

2番
木村議員

ます。この紫外線処理設備についてですね、目的は何なのかなど。言葉どおり殺菌というのは分かりますけど、これはどんなものなのか、その根拠になるものは何なのかなどというのが1点。それからその装置の詳細・明細等について公開されるかどうかという事で、公開に基づいていろいろ質問したいなというふうに思っております。これは、何処にどのようにされるのかなど、それから必要とする紫外線照射量とか、それに適する水質問題、設備の導入位置の問題、それからプロセス及び装置設計上の留意点の関係について、どのようにお考えなのかなど。ランプスリーブの汚染とか、これはもともと紫外線で何を殺菌されるのかなど。それでクリプトスポリジウムですか、これはどんなものか分かりませんし、物によると牛や豚や犬や猫や、そんな物の寄生虫から人に入る物かなというような考え方を思っておりますが、そういうものを具体的に川本において、その水源において混入する可能性があるのかどうなのか。そういう、もし過去にそういう菌があったのかどうなのか、その検査はどうされたのかという事。それからこれのイニシャルは分かりますが、ランニングはどうされるのか。ランニングで保守や、いろいろとあるうかと思いますが、これは水銀を使うというふうに物の本によると書いてありました。この水銀によって破損等の関係について、後の工程について、どのようにお考えなのかなど。そのメンテナンスの関係について教えていただきたいなというふうに思っています。それで関連して、このランニングによって水道料金の改定が発生するのかどうなのかという事。それからこのメーカーさんはどこのメーカーなのか。プロポーザルの関係について、どのように対応されたのかなど。このメーカーについても全国に様々あるみたいですが、その選定基準はどうされたのかなど。それから関連ですけれども、その今の貯水池等の関係で、私は嘗て広島の高層アパートの方におりましたけれども、その時に自治会の役員もしております、その清掃に立ち会った事もあります。それでその水槽の底を可成りドベ（「泥」という意味）とか様々な物が底に溜まっておりました。今、現在の川本の水源地のメンテナンスはどうなっているのかなど。通常なら2基ぐらいあって、1つは空っぽにして清掃して、片方は随時、飲料水として使うようにするのが通常の高層アパートの方の関係でされておりますが、そういう関係について取り敢えずお尋ねしたいと思います。以上です。

議 長

番外杉本地域整備課長。

番外杉本
地域整備課長

非常にちょっと多くの質問がございますので漏れがあれば、またご指摘をいただきたいというふうに思います。まず、この紫外線殺菌装置の導入の経

番外杉本地
域整備課長

緯と言いましょうか、何に基づいてこれを入れるのかというものは、これは水道法でございます。水道法の水道施設の技術的基準を定める省令というものが定められております。この中には、クリプトスポリジウム、又はジアルジアというような、そういったこれは塩素消毒では殺菌できない菌を、こういった1つには濾過で処理しなさい。もう1つは紫外線殺菌装置で処理しなさいという事が省令で定められているというものでございます。決して川本町だけが、こういった装置を導入するものではなく、全国の水道事業者が全てこういったものを濾過、若しくは紫外線殺菌装置を導入しているというところでございます。この紫外線殺菌装置の導入につきましては、平成22年3月に川本町の水道ビジョンというものを計画を策定しております。その中にも明確にこういった処理に対しては紫外線殺菌装置、これは箇所としては川本水源地と因原水源地でございますが、この箇所については紫外線殺菌装置を導入する。それからその他の水源地については、濾過で処理をするという事を決定し、今回の申し上げました簡易水道再編推進事業に則って、事業を実施しているというところのものでございます。

それからランニングのご指摘がございました。ランニングコストに関しましては年間の保守料が15万円でございます。それから紫外線も消耗品でございますので交換をしていかななくてはいけないというところで、今現段階では2年に1度の交換という事を考えております。ただ、これは照射の時間に大きく関わるものでございますので、それが長くなったり短くなったり、ここで2年と試算しているのは最短で2年であるという試算をしておりますが、ランプ自体は1本が4万円の物でございますが、それに伴って様々な除湿剤であるとか作業費等々が係って一組あたり二組の紫外線殺菌装置を入れますけれども、一組当たりで232,300円という試算をしているところでございます。それからメーカーについてのご指摘がございました。メーカーについては紫外線殺菌装置を販売している所は非常に複数あるという認識をしておりますが、いわゆる製造元のメーカーというのは非常に少ないという認識をしております。こちらの方からはメーカーを指定しておりません。一応、調査・設計の段階でコンサルによって設計をいただいたもので導入をしていただくという事にしております。またそれに伴うプロポーザルというものをしておりません。これは町内に水道工事の資格を持つ業社、6社による入札で執行したというところでございます。

それから水源地の、いわゆる管理のご指摘がございました。一般的にタンクを清掃する、これはビル管理法とかで定められているところでございますが、水道の水源地の場合においては、そういった一般のタンクとは違うところがございます。これについては全ての水源地において電気施設、水源施設

番外杉本地域整備課長 におけるの保守を行って管理をしているという状況でございます。あとちょっと漏れがあるとご指摘をいただきたいと思います。

議 長 木村議員、漏れがありますか。はい、2番木村議員。

2番 木村議員 プロポーザルされていないというのはですね、執行部で町長はどう思われますかね。これはメーカーにそのままという感じがしますね。ですからプロポーザルのチェックは誰がするのか、その仕様書は誰がチェックするのか、数社あって。だからそのメーカーが出す見積もりを誰がするのか、ここを考えます。それからもう1つはランニングの関係で2年に1度交換されるという事なんですけど、その交換する場合に水がそのままランプせずに殺菌せずに流れるという事は考えられないでしょうか、町長。それからその時はどうなんでしょうか。

それからもう1つは、タンクの管理をしていらっしゃるというんですけれども、そこをどのように例え水源地で殺菌してもタンクの中が汚れていて、底にドベが溜まっていったらどうなんでしょうね。だから温泉の掛け流しじゃないですけど、どんどんやれば薄くはなりますが、途中はどうなんでしょうね。そこらはいくら元で殺菌しても後行程がしっかりしていないと、いくらいっても導入した効果はどこまであるのですかね。それと今は因原と川本というあとのところがありますけど、この今のコンサルの関係ですけれども、課長から説明があった紫外線と濾過方式、これを比較をされたんですかね。その経済比較はどうなんでしょうか、という事も併せて。それからもう1つ他の水源地はどうなんでしょうか、今の築紫原つくしぼらの方の関係ですが、私が歩いた時に山水を溜めて飲んでいてというお話を聞いた事があります。殺菌されていると思いますが、その方が今のまだ殺菌方法を考えるべきじゃないかと。他の水道設備等の関係についてですね、どうなんでしょうか。そういう事について町長、お尋ねします。

議 長 番外杉本地域整備課長。

番外杉本地域整備課長 すみません、ちょっと私の方から非常に込み入ったところでございますので回答させていただきます。プロポーザルについてでございます。プロポーザルというものは、提案をしていただいて、その提案の中味によって業社を決定する、これは決して金額が安い高いではないというところでの提案型の落札と言いますか、業社の決定方式であるという認識をしております。今回の紫外線殺菌装置につきましては、なかなかその提案するという事ではなく

番外杉本地
域整備課長

て、実際にも水道法でこれはもう基準として入れていかなければならないというところがありますので、今回は指名競争という事でコンサルの設計に基づいた仕様の元に、業社に提案と言いましようか、入札をしていただいたというところでございます。ランニングについて交換の時に殺菌をしないものが流れるのではないかとこのところでございます。これは多少は流れるという。主には私も現物を見ましたけれども、紫外線を発する管^{かん}があります。それを交換するという作業になって参りますので、多少なりとも交換する時には水が流れるであろうというふうに思っておりますが、これはそういった対策が講じられるものかという事は私は詳細をちょっと把握しておりませんので、おそらくそれは流れるものであるであろうというふうに考えております。

それからタンクに関する沈殿物というところで、水が大丈夫なのかというところでございますが、水質調査についてはこれは毎日行っておりますので、異状が出れば直ぐ分かるというものでありますし、異状が出た場合には対策を講ずるというものでございます。それから今、遠方の監視装置というものがあまして、濁度があるとか濁りがあるとか、そういった物は逐次、遠方監視システムを通じて職員の携帯の方に警報が入るという状況になっておりますので、そういった対応については早急に対応致しますし、こういったものが逐一出ているというものではないというものであります。

それから濾過装置と紫外線殺菌装置の検討をしたのかというところでございますが、これは先ほど言いました水道ビジョンを策定した時に概ね細かく分ければ非常にたくさんあるんですが、7箇所の水源地がございます。その7箇所の水源地について、川本の水源地と因原の水源地という所は、非常に流水の多い所でございます。流水が多い施設に対して濾過装置を入れるという事になりますと、敷地面積も含めて膨大な濾過装置を入れなければならないという事でございますので、そういった比較のもと川本と因原については紫外線殺菌装置を入れるというところでビジョンで計画をしたところがございます。

それから築紫原等々の問題でございます。これは、この件とは別の問題ではありますが、先般、各そういった集落単位での水を供給しておられるところの水質検査もしているところでございます。個別に対してはそれぞれの手法があるかと思っておりますので、そういった所へは個別に協議して改善をしていきたいというふうに思っております。

議 長

はい、2番木村議員。

2番
木村議員

ちょっとプロポーザルに引っかかるんですけどね、水道法で決まっているからといってどこのメーカーも同じ価格というのは有り得ないでしょう。工場価格もあれば生産価格もあればね、それをちょっと町長、どう思われますか。あまりにもメーカーと一緒にだっているのはおかしい。通常、営業サイドから考えて分からないなと思っております。それから水質検査、直ぐ異状になる？この検査方法もなかなか集団でこの菌があって集団でそういうものが発生したという過去にはあるみたいですけど、そういう事でしたら直ぐに分かるでしょうけれども、そう簡単に水質検査、これまでの水質検査はそれなりにあるでしょう。この新システムのチェックは、どのようにされるんですか。それと濁度、何度で途中で水を吸い上げるのを止められるんですか。当然ながら今年は雨が少ないですから良いですけど、大きな濁り水が出たり等の関係についてはですね、可成り止水する関係で濁度が上がってくると思いますが、川本町の濁度は何度ですか、お願いします。

議 長

番外杉本地域整備課長。

番外杉本地
域整備課長

まずプロポーザルに関してでございます。プロポーザルは先ほども申し上げましたように金額の高い低いというところではなく、例えばこの紫外線に関するところで提案をいただくとすれば、どういう装置を入れて、どういう経緯で紫外線で殺菌をしていくかという技術提案というものがプロポーザルで審議をされるというところでございます。技術的なところにおいては紫外線殺菌装置においては、特段その特別に業社が提案するというところは少ないであろうというところで指名競争を実施しているというところがございます。それから紫外線殺菌装置を導入したものを水質をというところがございますが、これも先ほど言いましたように水質検査というのは全ての水源地において、毎日、行っているものでございます。異状があれば直ちに措置にかかるというものでございます。私が地域整備に行ってから、こういったもので問題が起こったというところはないという事でございます。もう1つ、濁度の問題がありました。ちょっとここに資料がございませんので、それは別途、回答させていただきたいと思えます。

議 長

はい、2番木村議員。

2番
木村議員

今のメーカー選定は、どうしても引っかかります、納得出来ません。数社ありますので、課長も仰いましたように数社あります。だからなぜその、分かりませんよどこのメーカーか、分かりませんが、そのメーカーにさ

2番
木村議員 　　れたのか私も資料を何社か取り寄せておりますけれども、どこにされたのかなというふうに疑問を持ちます。是非、これは町長に回答をお願いしたいなと思っております。

それからやはり水質検査されていると言われても、本当にその品がどういうふうにしてされるんですかね。私の資料じゃ可成り綿密な、こんな検査方法でやっているというような資料（資料を高く上げ見えるように）はあるんですけど分かるんですかね。私もこれだけの資料しかないので分かりませんが、そういうところでは、ですから水道はやはり人間にとって一番、生命の元ですので、そこの一番される事は重々分かっていますし、町民の今後の生活と安全を守る冴えたる危機管理だと思っておりますので、そこらでやはり町民から何やかんや言われたい為にも、今のプロポーザルの問題、町長の方からご回答を願います。

議 長 　　番外松井副町長。

番外
松井副町長 　　はい、先ほどから木村議員がプロポーザルでという事で、業社というかその機械の選定についての話しじゃないかと思っております。先ほど担当課長が申しますように、これにつきましては技術的提案というものについての取り組みではありませんので、この紫外線殺菌装置を導入するという事なので、これについてどこのメーカーをやるかというのは、コンサル等々をやりながら又、業社が決めていくと思います。それについてはそのもの自体は承認されたものだと思っておりますので、どこのメーカーでも大丈夫だと思っております。それについてプロポーザル、そこまでする必要はないと考えております。

議 長 　　木村議員、ちょっとお待ち下さい。質問回数を既に1度オーバーしております。1議案3回までですが、よろしいですか。
（「はい」の声あり）

々 　　その他の方、質問ございませんか。良いですか。
（「ありません」の声あり）
質疑なしと認めます。質疑を終結致します。

々 　　これより討論を行います。討論はありませんか。
（「ありません」の声あり）
討論なしと認めます。討論を終結致します。

議 長 これより採決に入ります。この採決は「挙手」により行います。
「議案第61号、工事請負契約の締結について」に賛成の皆さんの挙手を求めます。
 挙手、「全員」であります。

 よって、「議案第61号」は原案のとおり「決定」しました。

 続いて、日程第6、「議案第62号、工事請負変更契約の締結について」を議題と致します。

 執行部より提案理由の説明を求めます。番外湯浅教育課長。

番外湯浅教育課長 それでは、「議案第62号、工事請負変更契約の締結について」、ご説明申し上げます。
 本議案は、平成28年3月31日契約に係る、川本小学校屋体耐震補強工事につきまして、工事請負変更契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。
 変更契約の内容は、契約金額を減額し55,477,440円とするもので、現契約金額59,616,000円に対し、変更契約減額を4,138,560円とするものです。
 その他の項目につきましては、現契約のとおりでございます。
 変更理由でございますが、現場の状況などにより施工内容を変更した部分がございます。特に3階部分の引き戸を不要とした事などが大きな変更点でございます。その他、鉄筋コンクリート梁、補強工事、鉄骨工事、内装・外装工事等を現場の状況などにより変更しております。
 以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議 長 以上で提案理由の説明を終わります。
 これより質疑を行います。質疑はありますか。
 2番木村議員。

2番木村議員 2点ほど、お願いします。1点は、前回の議会の時に聞きましたけれど、再質問ですが、この工事によって震度7という事について、課長は大丈夫だよというお答えを聞きましたが、再度、確認します。震度7で大丈夫ですか、というのが1点。それから工事が終わった後、あのグラウンドは長期にわた

2番
木村議員 使って使用されませんでしたし、工事車両がたくさん入って校庭がデコボコになっています。その後工程と言いますか、後整理、コートなどいろいろテープが貼ってありましたけど、そういう基を復元するような事にはなっているかどうか、この2点をお願いします。

議 長 番外湯浅教育課長。

番外湯浅教育課長 2点、ご質問を受けました。まず始めに震度7の関係でございますけれども、昨年、耐震補強工事の診断を受けておりまして、判定委員会の方で認定をいただいております。それからグラウンドの今、工事車両が出入りしておりまして、可成り荒れている部分があります。本工事は8月31日に完了としておりまして、9月からは小学生がグラウンドでの体育、或いは放課後での運動など支障のないようにグラウンドの補修などを行い、元のとおりグラウンドの状況に戻すように請負会社と話しをして、そのようにするようしております。以上でございます。

議 長 よろしいですか。
(「はい」の声あり)
他に質疑ありませんか。4番石川議員。

4番
石川議員 契約変更減額についてですね、実際の現場に理由があったと、特に3階の部分にあったと今、言われましたけれども、そのところを詳しく説明いただきたいと思います。それから実際に向こうから提案があったのか、それとも役場の方から指摘をして、そういう形になったのか、この2点についてお願いします。

議 長 番外湯浅教育課長。

番外湯浅教育課長 3階部分の変更点でございますが、これはどういった経緯で変更したのかという事でございますが、引き戸部分が3階にありまして学校と協議して安全性の問題の観点から、この引き戸を廃止しようという事で学校、それから業社、それから設計監理の会社と協議しまして減額したものでございます。この金額が直工で言いますと、340万程度減額になっておりまして、今回の変更契約の大部分をしめるものでございます。以上です。

議 長 よろしいですか。4番石川議員。

この会議録は、川本町議会事務局長 櫻本 博志 が記載したもので、その内容に

おいて、正確である旨を証するためここに署名をする。

川本町議会議長

川本町議会議員

川本町議会議員